



長野県報

12月6日(木)
平成30年
(2018年)
第3032号

目 次

告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	1
公共測量の実施(2件)(建設政策課)	2
長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)等の変更の届出(会計課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3

公 告

随意契約の相手方の決定(情報政策課)	3
長野県知事印の改刻(情報公開・法務課)	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(4件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	4
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課)	6
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)	6
長野県労働委員会あっせん員候補者(労働委員会事務局)	7

告 示

森林づくり推進課

長野県告示第639号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月6日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長野県告示第640号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月6日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第641号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、阿南町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿南町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、阿南町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第642号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡豊丘村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊丘村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第643号

長野地方法務局長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年12月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量(不動産登記法第14条第1項に基づく地図作成に係る基準点測量)
- 2 作業期間
平成30年11月20日から平成31年1月31日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第644号

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年12月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
平成30年12月3日から平成30年12月28日まで
- 3 作業地域
北佐久郡軽井沢町

建設政策課

長野県告示第645号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成30年11月22日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

平成30年12月6日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	浅間佐久自動車学校株式会社	佐久市猿久保35番地7	佐久市猿久保35番地7 浅間佐久自動車学校株式会社
旧	(株) 佐久自動車学校	佐久市猿久保35番地7	佐久市猿久保35番地7 (株) 佐久自動車学校

会計課

長野県佐久建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年12月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

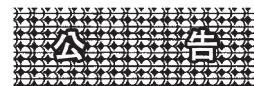
平成30年12月6日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川上佐久線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字穂積1414番の1地先から 南佐久郡佐久穂町大字海瀬字赤屋4043番の1地先まで	旧	m 3.9~10.0	km 0.2310
同上	新	m 3.9~10.0	km 0.2310
南佐久郡佐久穂町大字畠281番の1地先から 南佐久郡佐久穂町大字海瀬字赤屋4043番の1地先まで	新	m 5.2~32.6	km 0.4630

道路管理課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成30年12月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成30年度長野県自治体情報セキュリティクラウド運用業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県企画振興部情報政策課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社 電算
 - (2) 所在地 長野市鶴賀七瀬中町276-6
- 5 随意契約に係る契約金額
53,444,689円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

情報政策課

公告

土地改良嘱託登記に関する業務に専用する長野県知事印を次のように改刻し、平成30年12月6日から使用を開始します。

平成30年12月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 印影



- 2 管守者

上伊那地域振興局長

情報公開・法務課